

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県条例第五号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第二項の表十六の項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。